

今回は、労働者災害補償保険法の年金給付基礎日額を解説していきます。

労働者災害補償保険法には、下記のように休業給付基礎日額と年金給付基礎日額の大きな2つの柱があります。

休業給付基礎日額は、休業（補償）給付の算定の基礎になり、年金給付基礎日額は、年金たる保険給付の算定の基礎になります。

	対象の保険給付	特徴
休業給付基礎日額	休業（補償）給付の金額を算定する際に使用する日額	第4日目から支給される短いスパンでの保険給付
年金給付基礎日額	上記以外の年金給付である ・ 傷病（補償）年金 ・ 遺族（補償）年金 ・ 障害（補償）年金 の際に使用する日額	年金なので、長いスパンでの保険給付

法8条の3の条文から確認していきます。

年金たる保険給付というのは、
傷病（補償）年金・障害（補償）年金・遺族（補償）年金

（法8条の3）

【条文】年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額（「年金給付基礎日額」）については、次に定めるところによる。

①算定事由発生日の属する年度（4月1日から翌年3月31日まで）の翌々年度の7月以前の分として支給する年金たる保険給付については、第8条の規定により給付基礎日額として算定した額を年金給付基礎日額とする。

②算定事由発生日の属する年度の翌々年度の8月以後の分として支給する年金たる保険給付については、第8条の規定により給付基礎日額として算定した額に当該年金たる保険給付を支給すべき月の属する年度の前年度（当該月が4月から7月までの月に該当する場合は、前々年度）の平均給与額を算定事由発生日の属する年度の平均給与額で除して得た率を基準として厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を年金給付基礎日額とする。

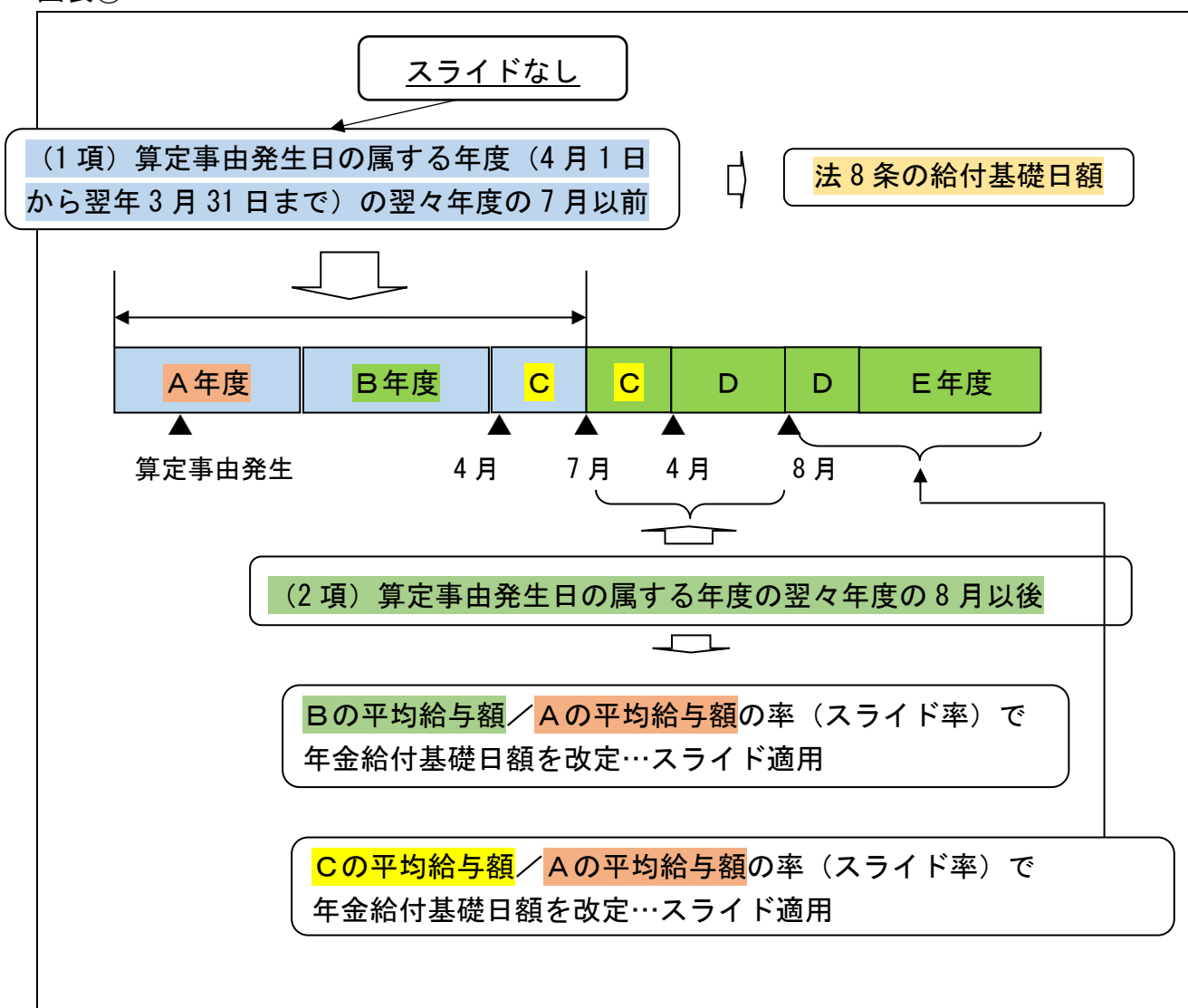
厚生労働省において作成する毎月勤労統計における毎月決まって支給する給与の額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額。

年金給付基礎日額に関しては、長期に渡る保険給付になることを考慮して、2つの流れで額が算定されます。

(1項) 算定事由発生日の属する年度（4月1日から翌年3月31日まで）の翌々年度の7月以前

(2項) 算定事由発生日の属する年度の翌々年度の8月以後

図表①



▼それでは、年金給付基礎日額のポイントを確認していきます。

- ①長期にわたる保険給付ということで、スライド制及び年齢階層別の最低限度額・最高限度額が適用
- ②スライド制は、算定事由発生日の属する年度の翌々年度の8月以後分として適用
(2項)
- ③平均給与額の多少を問わず(1円でも変動したらスライド制適用)適用
…完全自動賃金スライド制
- ④年齢階層別の最低限度額・最高限度額の適用は、支給当初から適用

▼次に、年齢階層別の最低限度額、最高限度額を確認していきます。

年齢階層別に関しては、

適用の開始時期と年齢の起算日に関して、年金給付基礎日額と休業給付基礎日額は異なるので注意が必要です。

	休業給付基礎日額	年金給付基礎日額
適用時期	療養開始日から起算して 1年6か月を経過した日以後の日	年金が支給される最初の月から
年齢の起算日	休業(補償)給付を支給すべき事由が生じた日の属する四半期の初日における年齢	年金たる保険給付を受けるべき労働者の8月1日における年齢で同日から1年間適用 ただし、遺族(補償)年金に関しては、死亡労働者が生存していると仮定した場合の8月1日の年齢

▼最後に一時金の給付基礎日額を確認していきます。

一時金の給付基礎日額は、名称が示す通り1回だけの給付になります。

具体的には、

- 障害（補償）一時金
- 遺族（補償）一時金
- 葬祭料、葬祭給付
- 障害（補償）年金前払一時金
- 遺族（補償）年金前払一時金
- 障害（補償）年金差額一時金

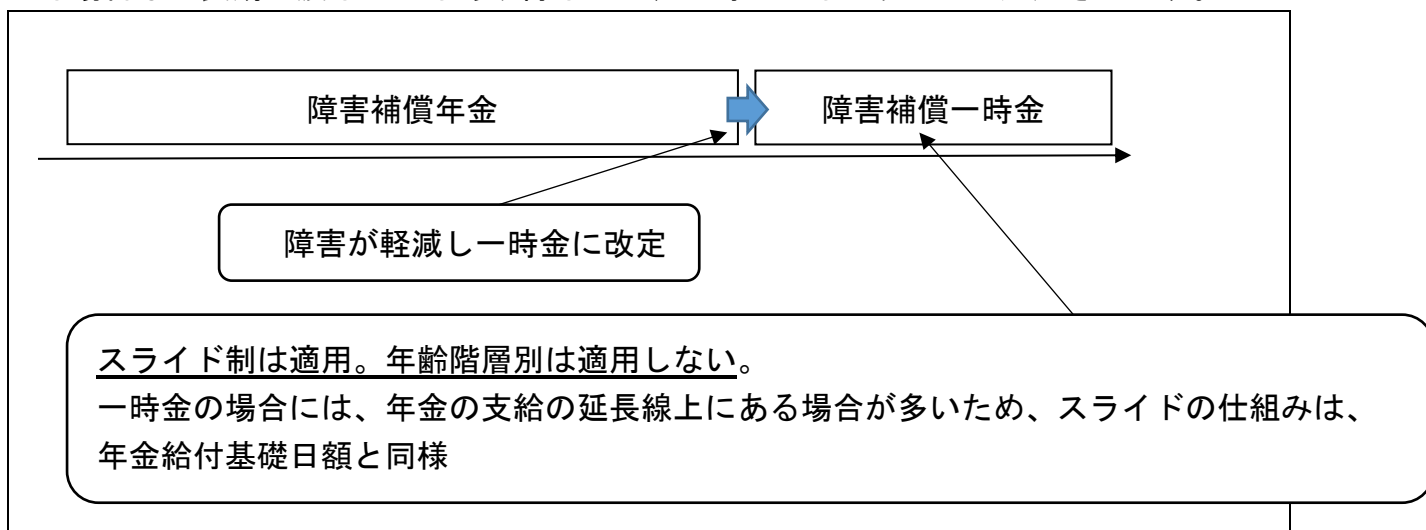
上記の一時金に関しては、年金給付基礎日額と同様の方法により、スライド制が適用されます。

ただし、年齢階層別の最低限度額、最高限度額は適用されません。

一時金の給付基礎日額	
スライド制	年齢階層別の最低限度額、最高限度額
○（適用）	×（適用なし）

一時金は、発生時期を問わず、その時点での補償になるので、年齢階層別は馴染まない。

例えば、障害補償年金を受給している者が、障害等級の変更により障害補償一時金が支給される場合など長期に渡ることもあり得るので、一時金にもスライドが適用されます。



▼それでは、休業給付基礎額、年金給付基礎日額に関する過去問を確認していきます。

【問題】給付基礎日額は、労働基準法第12条の平均賃金に相当する額とされているが、この場合において、同条第1項の平均賃金を算定すべき事由の発生した日は、業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障害若しくは死亡の原因である事故の発生した日とされる。

[誤り H19年 2A]

2つの論点から構成されています。

1つ目の論点は、

「給付基礎日額は、労働基準法第12条の平均賃金に相当する額」ということで正解です。

2つ目の論点は

「平均賃金を算定すべき事由の発生した日は、業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障害若しくは死亡の原因である事故の発生した日とされる。」

ということですが、「診断によって疾病の発生が確定した日」が漏れているので誤りになります。

【問題】労働基準法第12条の平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でないとき認められるときは、厚生労働省令で定めるところによって所轄労働基準監督署長が算定する額を給付基礎日額とする。

[正解 H21年 2B]

シンプルな問題ですが、過去数回出題されています。所轄労働基準監督署長の置き換え問題に注意が必要です。

数字をCHECK

【問題】休業補償給付又は休業給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額は、四半期（1～3月、4～6月、7～9月、10～12月）ごとの毎月勤労統計における労働者1人当たり平均給与額が100分の110を超え、又は100分の90を下るに至った場合には、その上昇し、又は低下した四半期の次の四半期から、その上昇し、又は低下した比率を乗じてスライドされた額となる。

[誤り H15年 1C]

問題の押さえ方としては、

起算をCHECK

休業（補償）給付の額の算定なのか、年金給付基礎日額の算定なのかを大きく確認します。

設問テーマは、休業（補償）給付の内容で、併せて四半期のスライドの流れに関する問題で構成されています。

次に確認する事項は、「数字」と「起算と終了（いつから～いつまで）」を押えます。設問の数字に関しては、「100分の110を超え、又は100分の90を下る」ということで正解です。

その際、数字の後にくる用語も注意が必要です。
（超える、下回るに置き換えてきます。）

「起算と終了（いつから～いつまで）」に関しては、
「上昇し、又は低下した四半期の次の四半期から」とありますが、正しくは、「翌々四半期から」ということで誤りになります。

【問題】年金たる保険給付の額の算定に用いられる給付基礎日額には、原則として、労働基準法第12条の平均賃金に相当する額が用いられるが、毎月勤労統計における労働者1人当たりの平均給与額が給付基礎日額の算定事由発生日の属する年度（4月から翌年3月まで）における平均給与額の100分の110を超え、又は100分の90を下るに至った場合は、その上下した比率を基準として厚生労働大臣が定める率を労働基準法第12条の平均賃金に相当する額に乗じてスライドさせた額が、算定事由発生日の属する年度の翌々年度の8月以降の給付基礎日額として用いられる。

[誤り H19年 2C]

給付基礎日額には、「休業給付基礎日額」、「年金給付基礎日額」2つあります。

設問の冒頭にある「年金たる保険給付の額の算定に用いられる給付基礎日額」とは、「年金給付基礎日額」の事を指します。

年金給付基礎日額とくれば、「100分の110を超え、又は100分の90…」という文言は続かないので誤りです。

【問題】給付基礎日額については、厚生労働省令で定める年齢階層ごとに厚生労働大臣が最低限度額又は最高限度額を定めており、休業補償給付等又は年金たる保険給付を支給すべき事由が生じた時期にかかわらず、その額の算定に用いられる給付基礎日額が当該最低限度額に満たず、又は当該最高限度額を超える場合には、この最低限度額又は最高限度額が当該休業補償給付等又は年金たる保険給付の額の算定基礎として用いるべき給付基礎日額となる。

[誤り H19年 2D]

設問は、休業補償給付等又は年金たる保険給付の2つの柱の給付基礎日額に関して聞いてきています。

3行目に、「休業補償給付等又は年金たる保険給付を支給すべき事由が生じた時期にかかわらず」とありますが、この3行目で誤りと確認できます。

	年金給付基礎日額	休業給付基礎日額
適用開始	支給当初から	療養を開始した日から起算して1年6カ月を経過した日以後

【問題】給付基礎日額のうち、①年金給付の額の算定の基礎として用いるもの、②療養開始後1年6カ月を経過した日以後に支給事由が生じた休業補償給付又は休業給付の額の算定の基礎として用いるもの、③障害補償一時金若しくは障害一時金又は遺族補償一時金若しくは遺族一時金の額の算定の基礎として用いるものについては、所定の年齢階層ごとの最高限度額及び最低限度額が設定されている。

[誤り H21年 2D]

問題文の末尾にある「所定の年齢階層ごとの最高限度額及び最低限度額が設定」されているかどうかポイントになります。

- ①に関しては、年金たる保険給付
- ②休業補償給付等
- ③一時金

③の一時金には、年齢階層別の最高限度額及び最低限度額が設置されていないので誤りになります。

【問題】 障害補償一時金若しくは障害一時金又は遺族補償一時金若しくは遺族一時金の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額は、当該一時金を受ける権利が療養開始後1年6か月を経過するまでの間に生じたものであるときは、その期間内に係る休業給付基礎日額により、当該権利が療養開始後1年6か月を経過した日以後の日に生じたものであるときは、療養開始後1年6か月を経過した日以後の日に係る休業給付基礎日額による。

[誤り H16年 6E]

一時金に関しては、年金給付基礎日額と同様の方法によりスライドが適用されるので誤りになります。

2行目から3行目にかけての「当該一時金を受ける権利が療養開始後1年6か月を経過するまでの間に…」ということで、一時金と療養開始後1年6月は馴染まない内容になるので誤りになります。

【問題】 給付基礎日額に1円未満の端数があるときは、それが1円に切り上げられる。

[正解 H21年 2C]

端数処理に関しては、平成15年、21、27年と同じ論点で出題されています。

(完) 次回は、雇用保険法の賃金日額を確認します。